

## 1 定例監査

合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、予算執行、財産の管理等について、適切な執行がなされているかを監査しました。

監査の結果、102件の指摘と10件の意見・要望を行いました。

今回、各局共通の重点監査事項として「消耗品等の購入契約」を設定して、監査を行いました。

また、「トップインタビュー」を実施しました。これは、監査委員が直接、各局の幹部職員と局を取り巻く事業環境や運営方針について質疑を行うとともに、局の内部統制の状況について確認するものです。

このほか、東京都会計事務規則に基づいて作成された東京都財務諸表が、東京都会計基準に準拠しているかについても、検証を行いました。

主な指摘、意見・要望事項は、以下のとおりです。

### 各局共通の重点監査事項の監査結果

#### 消耗品等の購入契約

平成20年度の消耗品等の購入契約のうち、284件、約1億6,941万円について監査を実施しました。

監査の結果、6局に対して、合計で13件の契約について指摘を行いました。各局には、契約事務手続の再確認やチェック体制の強化、研修の実施等を通じて、適宜適切な対策を講じるよう求めました。

### ▶ パソコン機器の再リース契約を適切に行うべきもの

総務部では、業務用パソコン機器について、平成20年度に6ヶ月間の再リース契約（特命随意契約）を締結しました。

再リース契約金額のうち、保守料について見たところ、当初リース契約の保守料の10倍以上の額となっていることが認められました。

総務局の「IT経費適正化マニュアル」（下水道局も準用しています。）によれば、パソコン再リースの保守料の積算については、当初リース時から5年間は同額程度であることを原則としています。本契約は、当初のリース契約期間が3～4年であった契約の再リースであることから、保守料が10倍以上となっていることは適切ではありません。



（指摘事項 下水道局）

### ▶ 商業高校ネットワークシステムを効率的に構築すべきもの

都立学校教育部は、商業教育用ソフトウェアを商業高等学校9校で共有することを目的として、商業高校ネットワークシステムを平成20年5月に整備しています。

本来、共有すべき商業教育用ソフトウェアを選定した上で、ネットワークを整備する必要がありますが、部は、ソフトウェアを決定しておらず、共有を行っていませんでした。

この結果、ネットワークのうちソフトウェアの共有に要する費用について試算すると、平成20年度においては年間約952万円が、また、平成21年度においては1月当たり約67万円が、それぞれ不経済支出となっていました。

（指摘事項 教育庁）

➤ 未収金の収納に向けて適正な事務処理を行うべきもの

経理部では、水道メーター買入れ契約に係る損害賠償金について、東京簡易裁判所による調停成立に伴い、A に対して損害賠償金（316 万 4,700 円）の調定を行い、支払いは 36 回の分割払いとしました。

この損害賠償金の納入状況について見たところ、21 回目（納期限：平成 20.3.31）から未納状態（残金：141 万 3,264 円）が続いていることが認められました。

調停調書の条項によれば、「分割金の支払を 2 回以上怠ったときは、申立人は当然に期限の利益を失い、債務金額の残金に遅延損害金を附加して支払う。」こととなっており、期限の到来した残金の回収について、督促等を行っていないのは適正ではありません。

（指摘事項 水道局）

➤ 不適正な契約手続きに対する厳密な防止策を構築すべきもの

< 重点監査事項 >

産業労働局の物品購入契約について見たところ、本来、契約後に納入させるべきにもかかわらず、農林水産部及び雇用就業部では、事業者が物品を納入させた後に契約関係の書類を作成し、一括して代金を支払っていました。

（指摘事項 産業労働局）



### ▶ 単価契約工事等に係る見積合わせについて経済性の高い方法を検討すべきもの

都市整備局、建設局及び港湾局では、一部の単価契約において工種別の使用頻度を考慮することなく、すべての工種の単価の単純合計額で見積合わせを行っています。

しかしながら、より経済性の高い契約を締結するためには、関係局において連携の上、使用頻度を考慮した見積合わせの方法を検討する必要があります。

(意見・要望事項 都市整備局・建設局・港湾局)

### 東京都財務諸表について

平成21年定例監査では、東京都会計事務規則に基づいて作成された東京都財務諸表が東京都会計基準に準拠しているか検証しました。また、財務諸表の信頼性を担保するためには勘定科目の内訳を検証できる仕組みが構築されている必要があるため、財務諸表の基礎となる帳簿組織についても検証しました。

監査の結果は、以下のとおりです。

#### (1) 東京都財務諸表

東京都会計基準に概ね準拠して作成されているものと認められました。

#### (2) 帳簿組織

貸借対照表の各勘定科目の残高は、個々の内訳に至るまで追跡可能であり、検証可能性が確保されていました。

